

## 第2章 暴力犯罪の動向

この章では、各種統計資料に基づき、傷害、暴行、殺人、強盗等の暴力犯罪について、処遇の各段階における人員の推移のほか、被害者の動向や暴力犯罪者による再犯の状況等について概観することとする。

### 第1節 認知・検挙、検察、裁判

この節では、主に最近20年間の暴力犯罪の認知件数、検挙件数、検挙人員等の推移、検察段階における起訴人員等の推移、裁判段階における暴力犯罪の科刑状況等について概観する。

#### 1 暴力犯罪の認知件数

暴力犯罪のうち、傷害、暴行、殺人、強盗、逮捕監禁、脅迫、公務執行妨害及び暴力行為等処罰法違反の認知件数の推移（最近20年間）を見ると、**2-1-1図**のとおりである。

傷害は、平成12年に前年比約1.5倍の約3万件に激増し、15年（3万6,568件）をピークに減少傾向にあるが、20年以降は2万件台で推移しており、29年は2万3,286件（前年比1,079件（4.4%）減）であった。

暴行は、傷害と同様に、平成12年に前年比約1.7倍の約1万3,000件に激増し、その後も顕著な増加傾向を示し、18年以降は3万件前後で高止まりの状況にあり、29年は3万1,013件（前年比800件（2.5%）減）であった。

殺人は、平成15年（1,452件）をピークに減少し、27年以降は3年連続で1,000件を下回り、29年は920件（前年比25件（2.8%）増）であった。

強盗は、平成15年（7,664件）まで大幅に増加していたが、翌年以降大きく減少し、29年（1,852件）は、15年の約4分の1となっている。

逮捕監禁は、平成15年（643件）をピークに減少し、29年（294件）は15年の2分の1以下となっている。

脅迫は、傷害、暴行と同様に平成12年に前年から激増した後、おおむね横ばいで推移していたが、24年から増加傾向を示し、29年は3,851件（前年比151件（4.1%）増）であった。

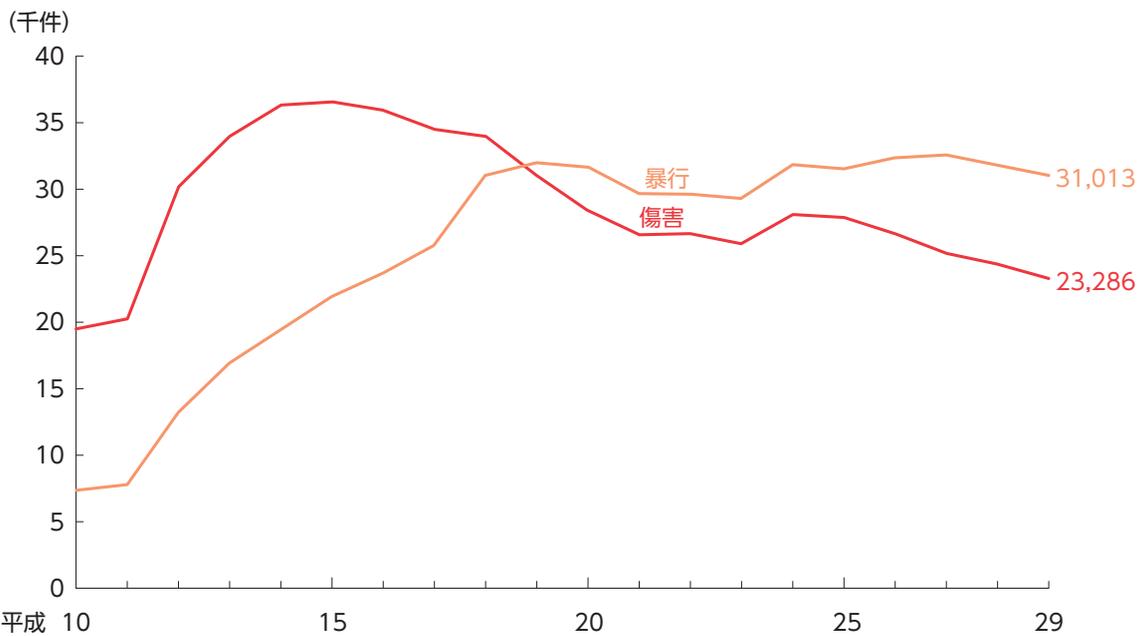
公務執行妨害は、平成18年（3,576件）をピークに減少傾向にあり、29年は2,416件（前年比56件（2.3%）減）であった。

暴力行為等処罰法違反は、平成16年（230件）まで増加し続けていたが、同年をピークに減少を続け、21年からいったん増加に転じたが、24年から再び減少傾向にあり、26年以降は毎年100件を下回り、29年は48件（前年比8件（14.3%）減）であった。

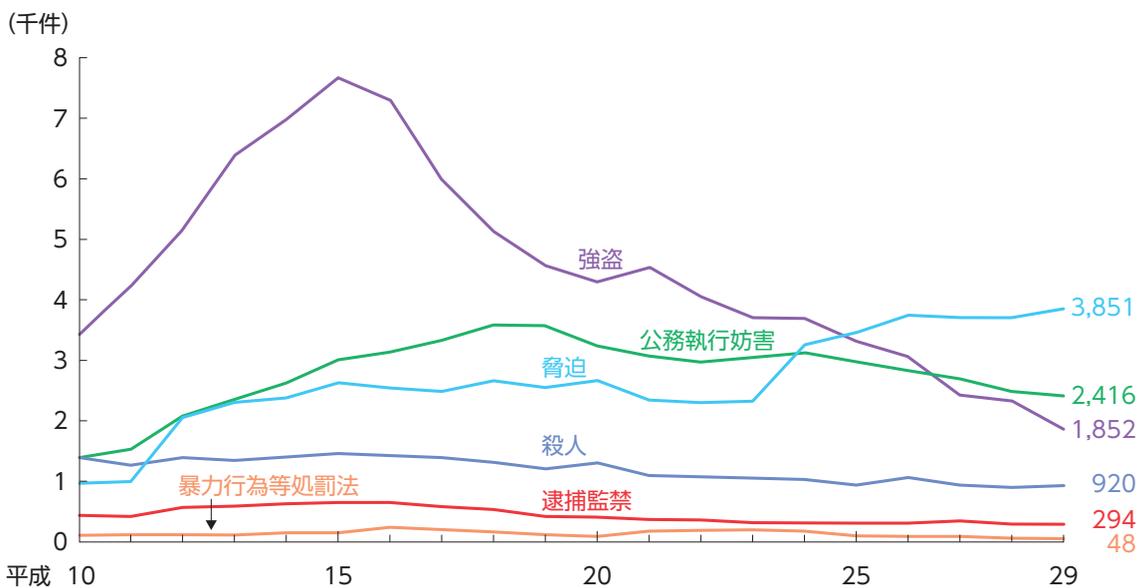
2-1-1図 暴力犯罪 認知件数の推移（罪名別）

（平成10年～29年）

① 傷害・暴行



② 殺人・強盗・逮捕監禁・脅迫・公務執行妨害・暴力行為等処罰法



注 警察庁の統計による。

## 2 犯行態様

暴力犯罪のうち、傷害、暴行について、平成29年における認知件数の発生場所別構成比、検挙件数の犯罪供用物有無別・共犯者有無別構成比を見ると、**2-1-2図**のとおりである。

発生場所については、傷害、暴行共に、約3分の1が屋外（道路上、駐車（輪）場、都市公園及び空き地）、約3割が住宅で発生している。暴行は、傷害に比べ、交通機関等や量販店等で発生する割合が高い。

犯罪供用物（犯罪行為の遂行に現に使用した物及び使用するために用意した物）については、傷害、暴行のそれぞれの検挙件数の15.2%、5.2%が「犯罪供用物あり」であった。

傷害、暴行の検挙事件の共犯率（共犯による事件数の占める比率）は、それぞれ9.3%、6.7%であり、いずれも刑法犯総数の共犯率11.9%よりも低かった（警察庁の統計による。）。

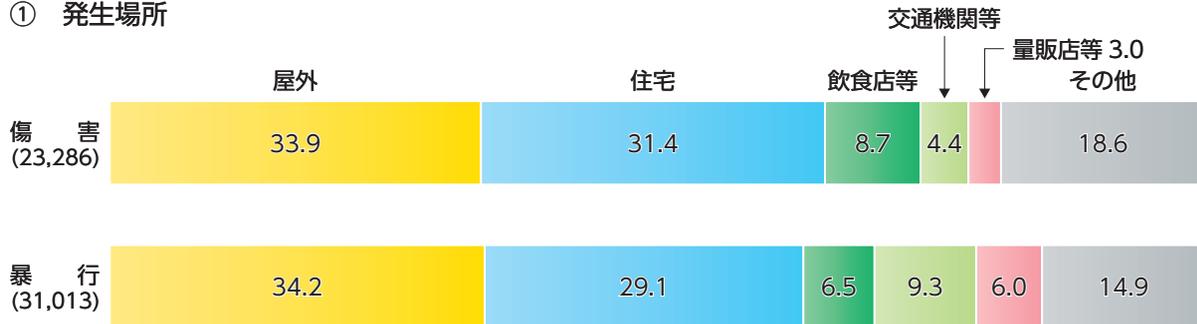
2-1-2図

傷害・暴行

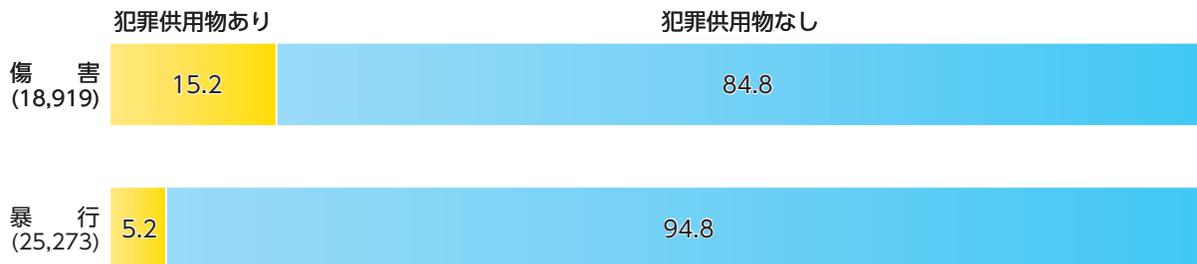
認知件数の発生場所別構成比 検挙件数の犯罪供用物有無別・共犯者有無別構成比

(平成29年)

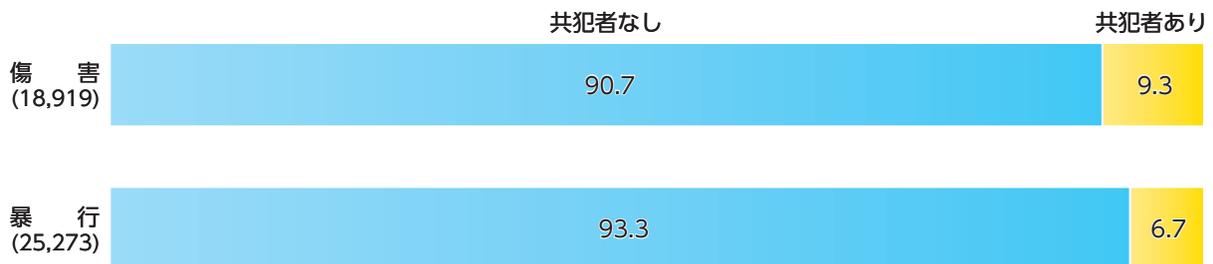
① 発生場所



② 犯罪供用物の有無



③ 共犯者の有無



注 1 警察庁の統計による。

2 ①において、「屋外」は、道路上、駐車（輪）場、都市公園及び空き地をいい、「飲食店等」は、飲食店、カラオケボックス及びマンガ喫茶・インターネットカフェをいい、「交通機関等」は、駅、空港、海港、列車内、航空機内、船舶内、バス内、タクシー内等をいい、「量販店等」は、デパート、総合スーパー、ホームセンター、家電量販店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等をいう。

3 ②において、「犯罪供用物」は、犯罪行為の遂行に現に使用した物及び使用するために用意した物をいう。

4 ②及び③において、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

### 3 被害者

暴力犯罪のうち、殺人、傷害について、平成29年における死傷別被害者数を見ると、**2-1-3表**のとおりである。

殺人は、死亡者が被害者の約3分の1、重傷者（全治1か月以上の負傷者）が約4分の1をそれぞれ占めており、傷害は、軽傷者（全治1か月未満の負傷者）が約9割となっている。

2-1-3表

殺人・傷害 死傷別被害者数

(平成29年)

区 分	総 数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数
殺 人	871 (100.0)	306 (35.1)	211 (24.2)	354 (40.6)
傷 害	24,346 (100.0)	82 (0.3)	2,073 (8.5)	22,191 (91.1)

注 1 警察庁の統計による。

2 「重傷者」は、全治1か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治1か月未満の負傷者をいう。

3 ( )内は、構成比である。

暴力犯罪のうち、傷害、暴行について、被害者の年齢層別認知件数の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、**2-1-4図**のとおりである。

傷害では、総数、女性共に、一貫して、20～29歳の層が最も多く、65歳以上の層が最も少ない。被害者の年齢層別の推移を見ると、総数では、全ての年齢層で平成12年に前年から激増した後、0～19歳、20～29歳、30～39歳及び50～64歳の層は、14年から16年をピークに大幅に減少しているのに対し、40～49歳の層は、18年をピークにおおむね横ばいで推移し、65歳以上の層は、24年に2,000件を超えて以降高止まりの状況にある。女性では、全ての年齢層で12年に前年から激増した後、0～19歳の層は、16年をピークに大幅に減少し、20～29歳の層は15年、30～39歳の層は18年、50～64歳の層は14年までそれぞれ増加した後、おおむね横ばいの状況で推移し、40～49歳及び65歳以上の層は、増加傾向を維持している。

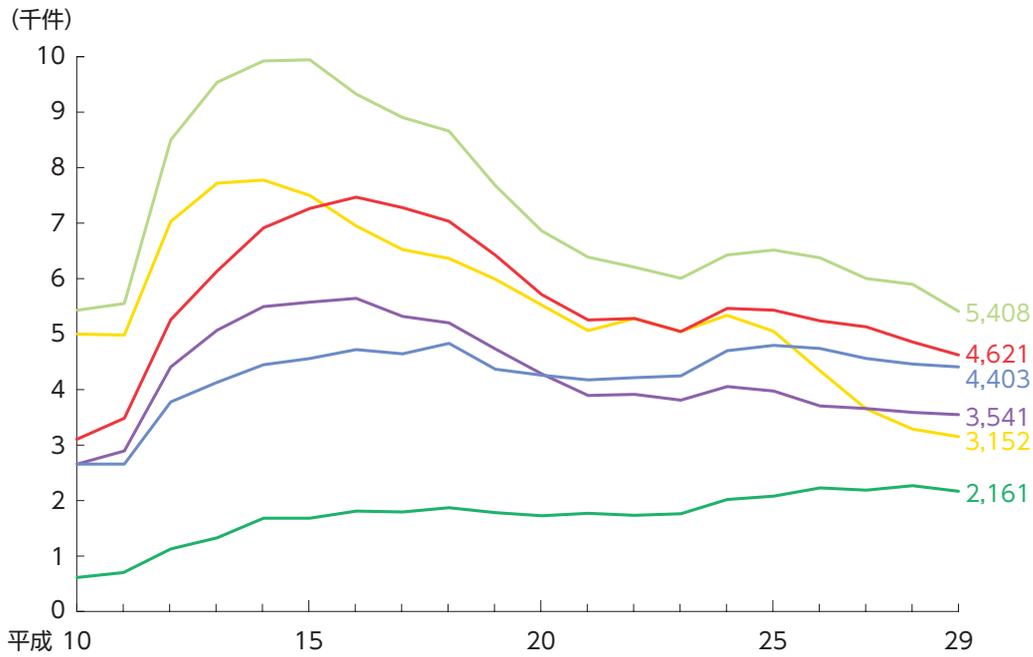
暴行では、総数、女性共に65歳以上の層が一貫して最も少なく、総数では一貫して、女性では平成18年以降、20～29歳の層が最も多い。被害者の年齢層別の推移を見ると、総数、女性共に、0～19歳の層が16年から18年をピークに大幅に減少し、20～29歳の層が18年以降高止まりの状況にある一方、それ以外の年齢層では、増加傾向にある。

2-1-4図

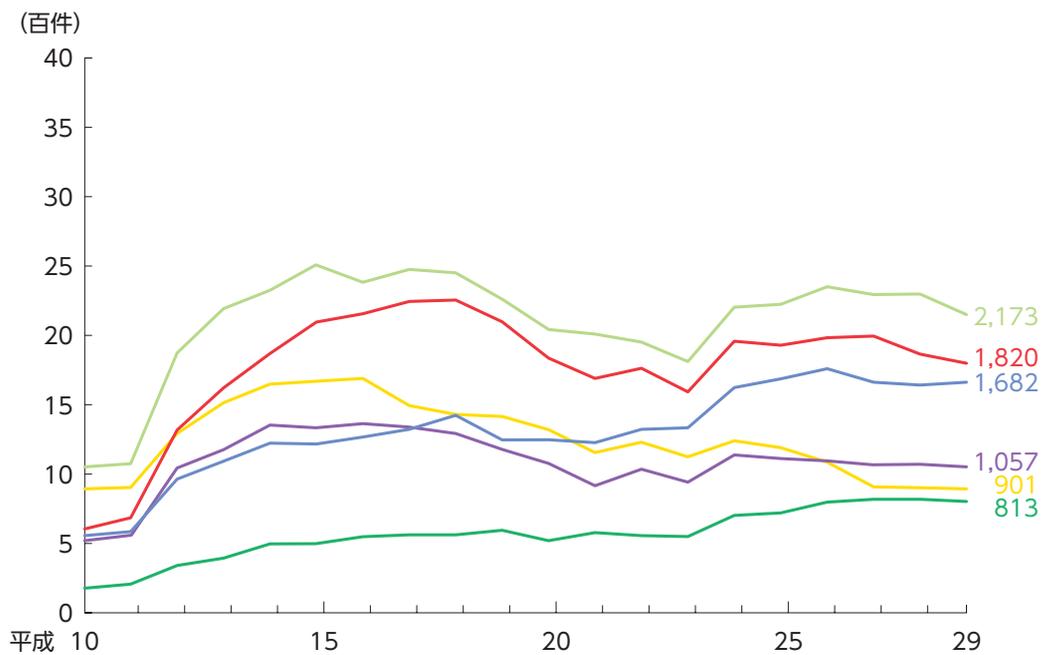
傷害・暴行 被害者（総数・女性）の年齢層別認知件数の推移

(平成10年～29年)

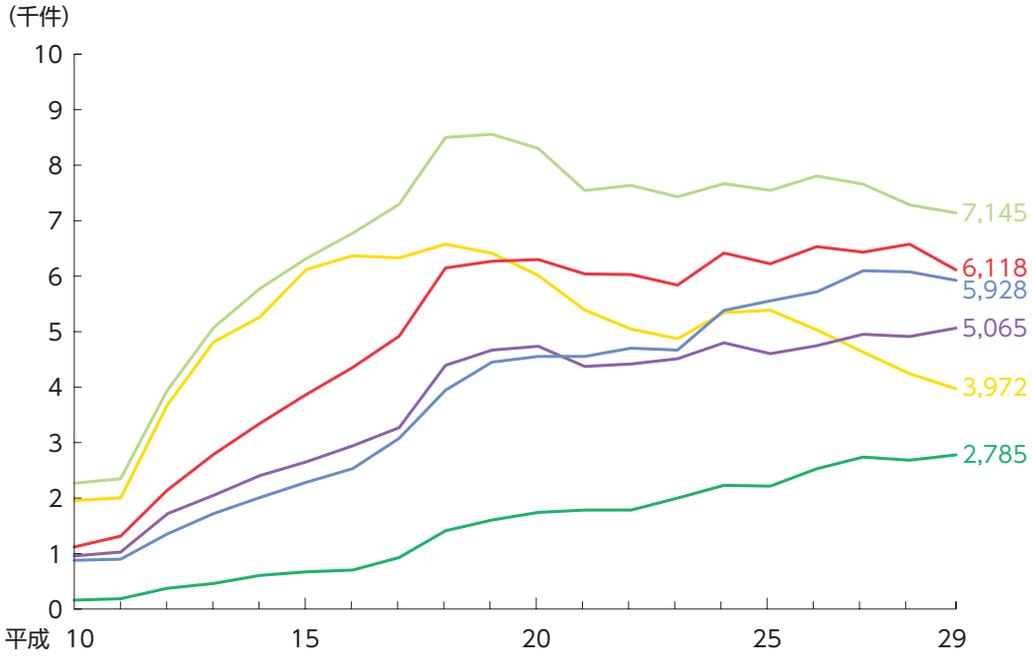
① 傷害（総数）



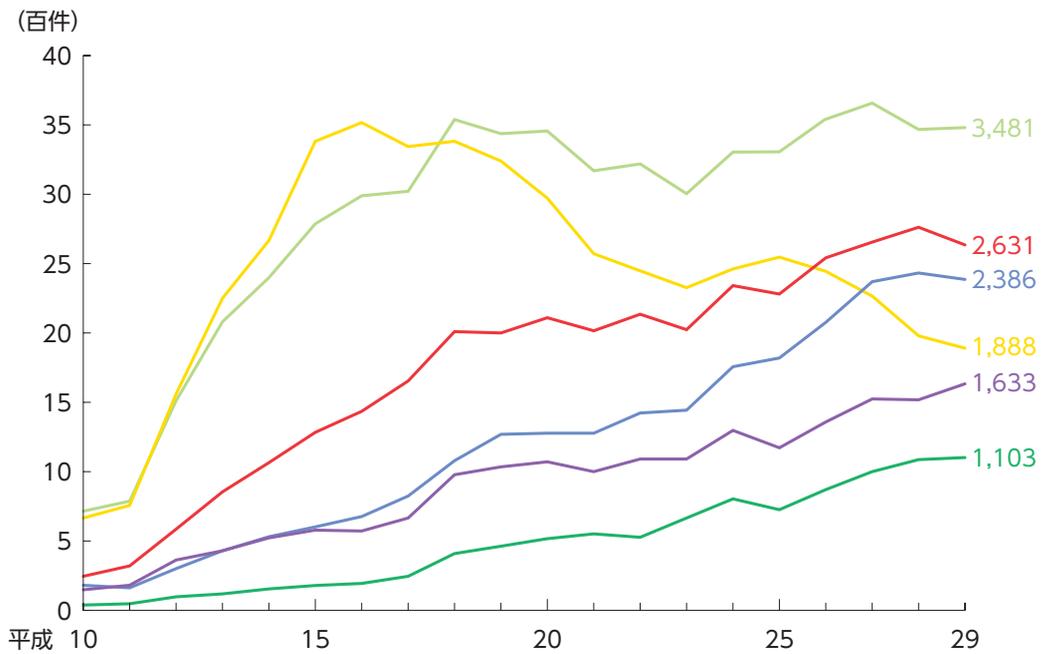
② 傷害（女性）



③ 暴行（総数）



④ 暴行（女性）



— 0～19歳 — 20～29歳 — 30～39歳 — 40～49歳 — 50～64歳 — 65歳以上

注 1 警察庁の統計による。  
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

暴力犯罪のうち、傷害、暴行について、被害者の被疑者との関係別に検挙件数の推移（最近20年間）を見ると、**2-1-5図**のとおりである。

傷害では、「面識なし」が平成15年（1万891件）をピークに減少傾向にある一方、「面識あり」が12年以降おおむね横ばいであることから、19年以降、「面識あり」が「面識なし」を上回る状況で推移している。また、被害者が「親」、「子」、「配偶者」及び「その他親族」である事件数が大幅に増加している。特に、被害者が「配偶者」である事件の増加傾向が顕著であり、29年（2,682件）は、10年（295件）の約9.1倍、20年（1,339件）の約2.0倍である。

暴行では、「面識なし」の事件が、一貫して最も多く、平成19年（1万3,686件）まで急増した後、微減傾向にあるものの、29年においては、「面識なし」の事件（1万1,973件）は、増加傾向にある「面識あり」（6,859件）の事件の約1.7倍である。傷害に比べて、被害者が親族である事件の増加傾向がより顕著であり、被害者が「配偶者」である事件については、29年（4,225件）は、10年（35件）の約120.7倍、20年（1,045件）の約4.0倍に及んでいる。

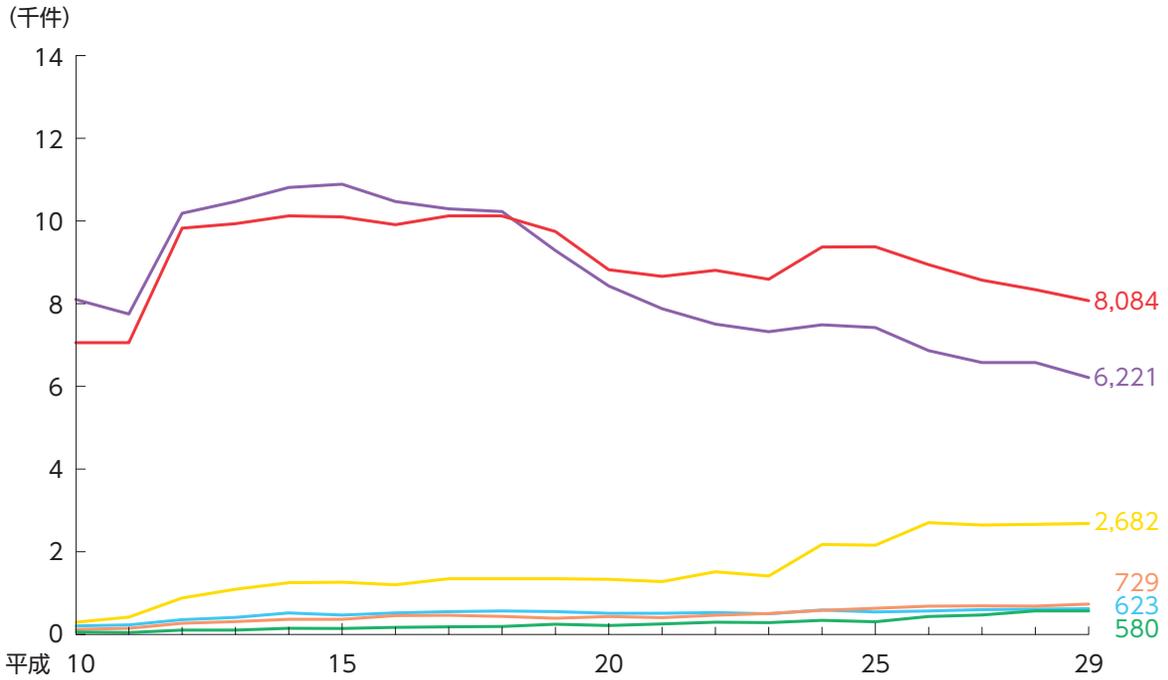
なお、傷害、暴行共に、被害者が「配偶者」である事件の被害者の性別については、そのほとんどが女性であり、平成29年では、その割合は、それぞれ92.5%、91.3%である（警察庁の統計による。）。

2-1-5図

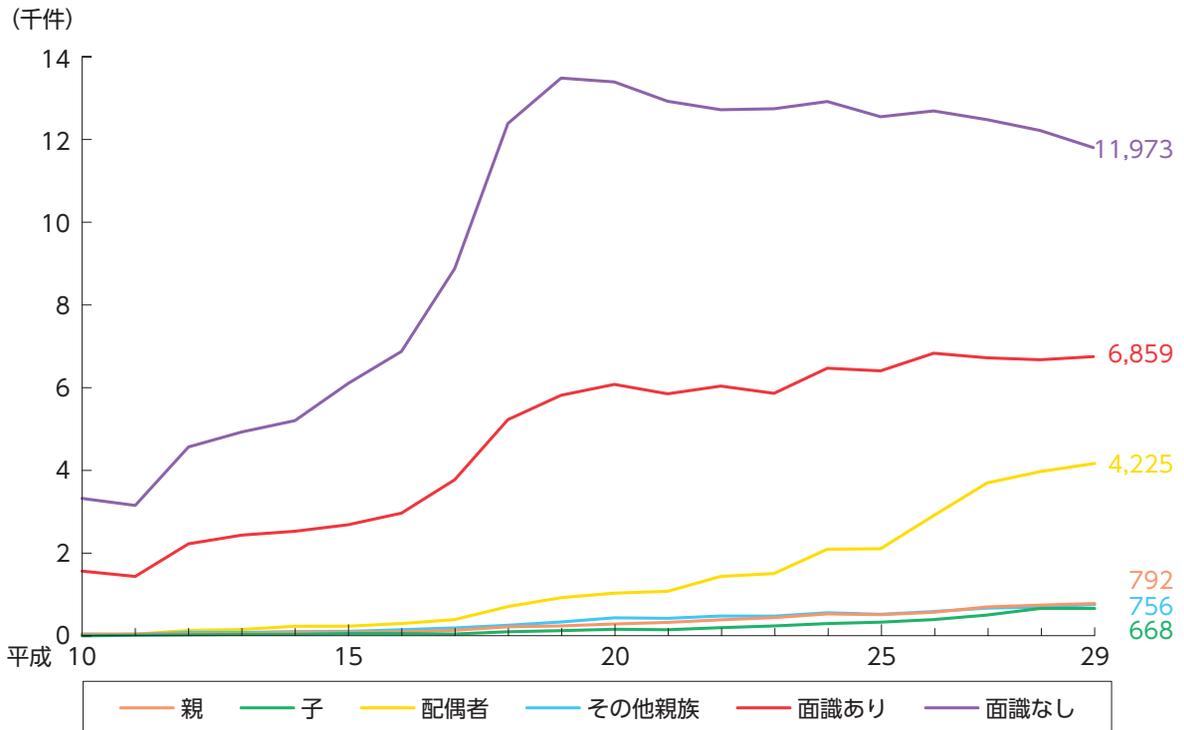
傷害・暴行 検挙件数（被害者の被疑者との関係別）の推移

(平成10年～29年)

① 傷害



② 暴行



注 1 警察庁の統計による。  
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。  
 3 「面識あり」は、知人、友人、職場関係者等をいう。

## 4 検挙

### (1) 検挙人員・女性比

暴力犯罪のうち、殺人、傷害、暴行及び強盗の検挙人員・女性比の推移（最近20年間）を見ると、**2-1-6図**のとおりである。

殺人の検挙人員は、平成15年（1,456人）をピークに減少傾向にあり、29年は874人（前年比58人（7.1%）増）であった。年齢層別では、14～19歳、20～39歳及び40～64歳の層が減少傾向にある一方、65歳以上の層は、横ばいの状況にある。女性の検挙人員は200人台で推移しているところ（警察庁の統計による。）、検挙人員総数の減少傾向が影響し、女性比は緩やかな上昇傾向にある。

傷害の検挙人員は、平成14年（2万9,862人）をピークに減少傾向にあり、29年は2万979人（前年比987人（4.5%）減）であった。年齢層別では、14～19歳の層が12年（1万773人）をピークに大幅に減少し、20～39歳の層は15年（1万2,521人）をピークに高止まりの状態にあり、40～64歳の層は12年に前年から急増した後は横ばいで推移する一方、65歳以上の層は増加傾向にある。女性比は、約7～8%を推移している。

暴行の検挙人員は、平成18年に前年比約1.4倍の1万9,802人に激増した後も増加傾向を示し、27年からは2万5,000人台で推移している。14～19歳の層は12年（2,019人）をピークに減少傾向にあるが、その他の年齢層では増加傾向が認められ、特に65歳以上の層で増加傾向が顕著であり、29年（4,074人）は、20年（2,021人）のほぼ2倍であった。女性の検挙人員も増加傾向にあり、29年の女性比は、10.7%（10年比6.0pt上昇、20年比3.4pt上昇）であった。

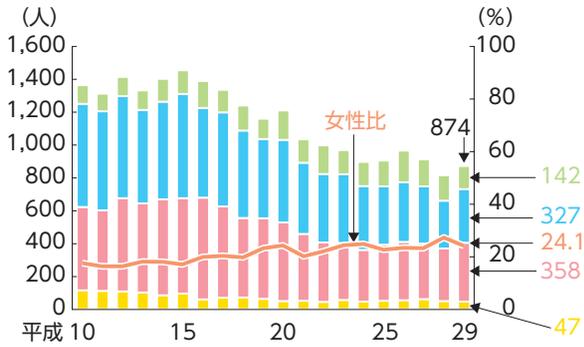
強盗の検挙人員は、平成15年（4,698人）を境に大幅に減少し、29年は1,704人（前年比280人（14.1%）減）であった。29年の年齢層別検挙人員を15年と比較すると、14～19歳の層は約7分の1、20～39歳及び40～64歳の層はほぼ半分に減少している一方、65歳以上の層は約1.7倍に増加している。女性の検挙人員も15年をピークに減少傾向にあり、女性比はおおむね横ばいの状況にある。

2-1-6図

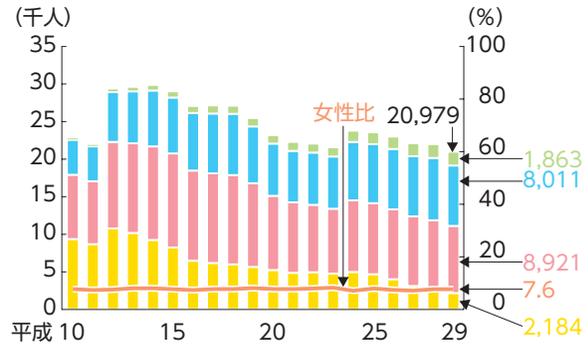
暴力犯罪 検挙人員（年齢層別）・女性比の推移

(平成10年～29年)

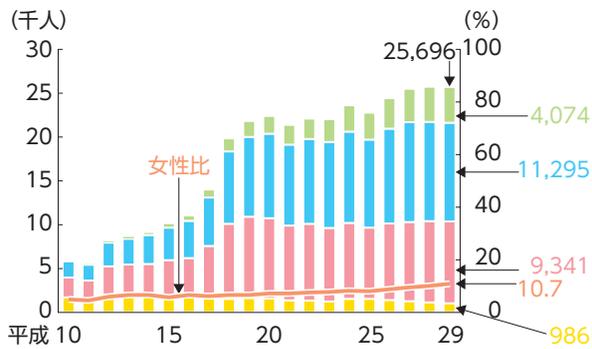
① 殺人



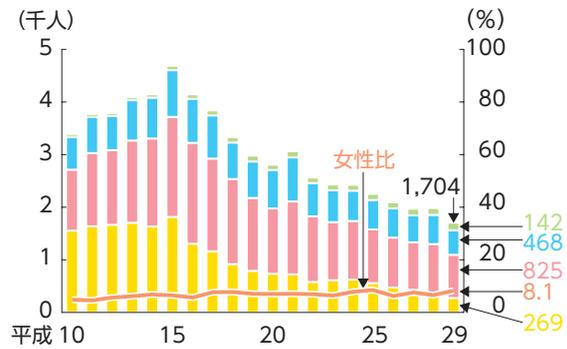
② 傷害



③ 暴行



④ 強盗



注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。

(2) 人口比

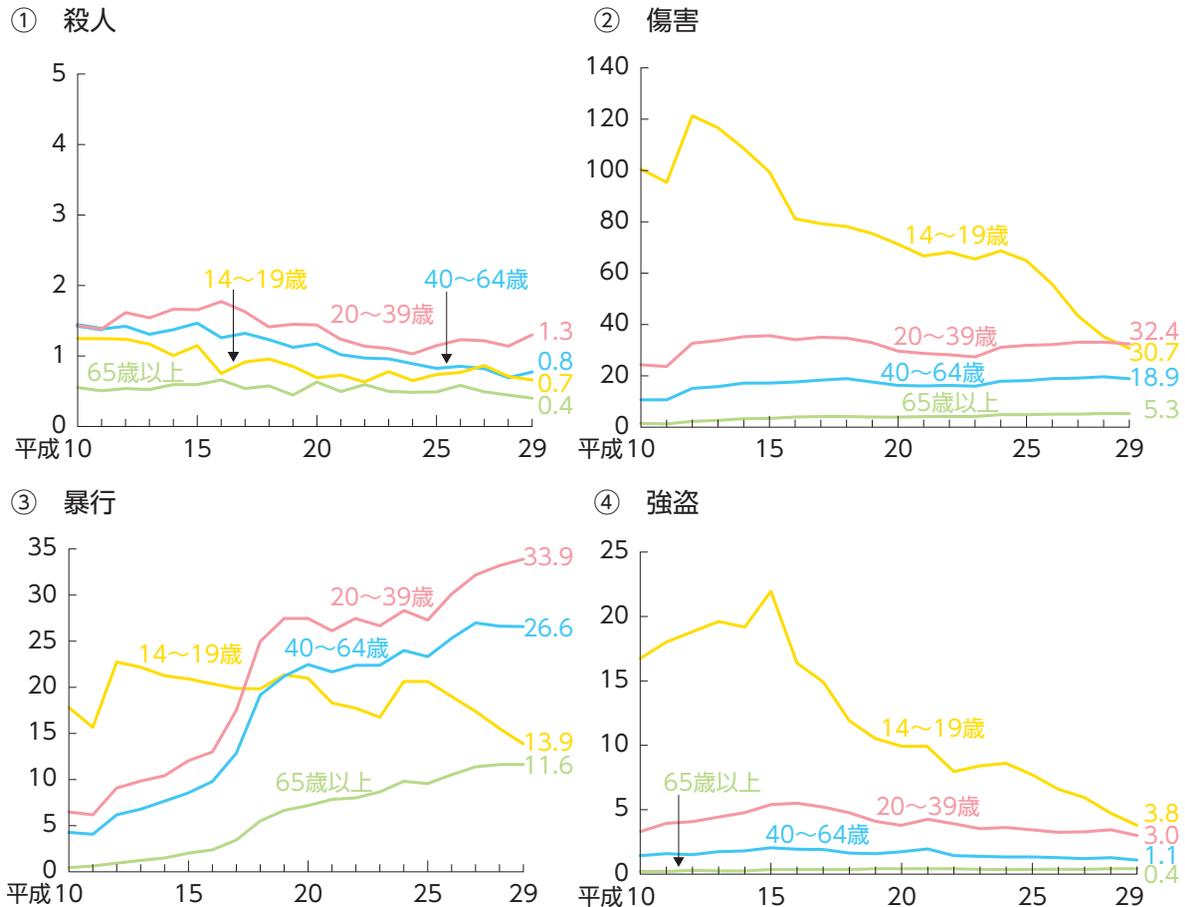
暴力犯罪のうち、殺人、傷害、暴行及び強盗の検挙人員の年齢層別人口比の推移（最近20年間）を見ると、2-1-7図のとおりである。

殺人については、全ての年齢層で横ばいの状況ないし緩やかな低下傾向にある。傷害については、14～19歳の層が平成12年（121.5）をピークに大幅に低下する一方、20～39歳及び40～64歳の層は同年以降おおむね横ばい、65歳以上の層は緩やかな上昇傾向にある。暴行については、14～19歳の層は12年をピークに低下傾向にあるが、20～39歳の層及び40～64歳の層は20年まで急上昇し、その後も上昇傾向が認められ、65歳以上の層はほぼ一貫して上昇を続けている。強盗については、最も高い14～19歳の層は15年（22.0）をピークに大幅に低下しているが、そ

の他の層はおおむね横ばいで推移している。

2-1-7図 暴力犯罪 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

(平成10年～29年)



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの殺人・傷害・暴行・強盗の検挙人員をいう。

## 5 検挙後の措置（微罪処分）

警察等が検挙した事件は、その後、検察官に送致されるのが原則である。しかし、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な成人による事件については、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、司法警察員が、検察官に送致しない手続（微罪処分）を執ることができる。平成29年の刑法犯の検挙人員のうち微罪処分により処理された人員（微罪処分人員）は、6万3,756人であるが、そのうちの1万2,041人（18.9%）が暴行の人員であった（警察庁の統計による。）。

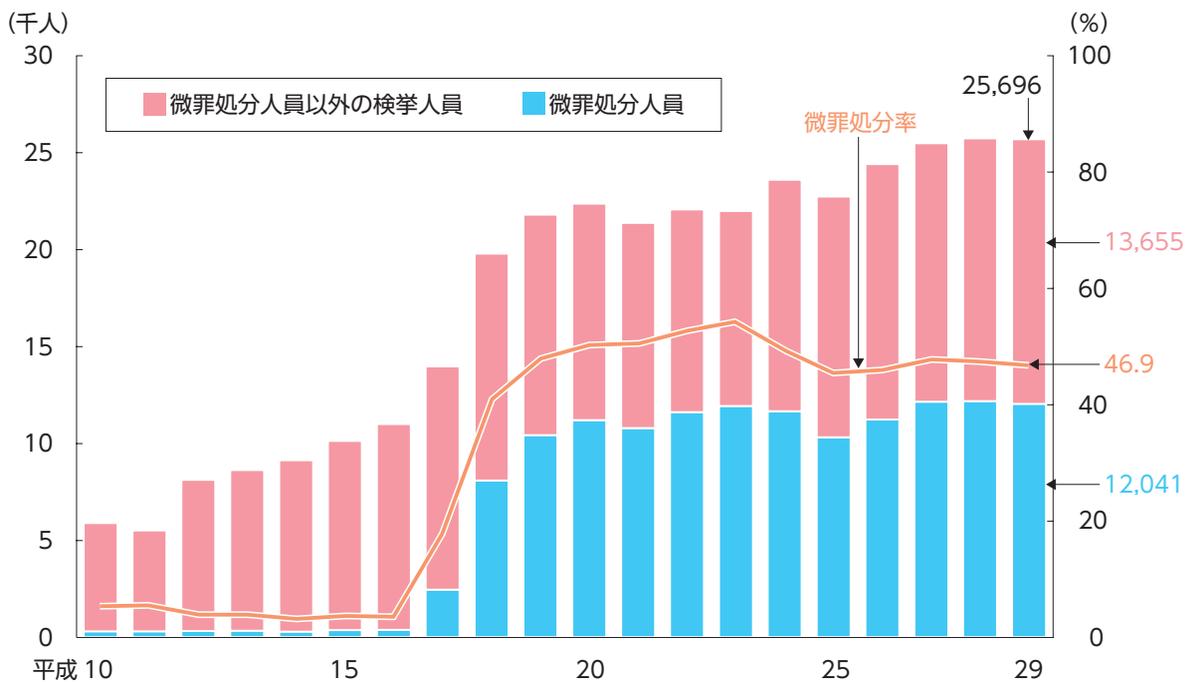
暴力犯罪のうち、暴行の検挙人員（微罪処分人員と微罪処分以外の人員別）、微罪処分率（検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率）の推移（最近20年間）を見ると、2-1-8

図のとおりである。

暴行の微罪処分人員は、平成16年までは300人前後で推移していたのが、その後急増し、19年に1万人を超えると、その後、おおむね横ばいで推移している。微罪処分率については、17年及び18年の急上昇を経て、23年（54.2%）まで緩やかに上昇した後、24年及び25年に低下し、同年以降は46%前後で推移している。

2-1-8図 暴行 検挙人員・微罪処分率の推移

(平成10年～29年)



注 1 警察庁の統計による。  
 2 「微罪処分率」は、検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。

## 6 検察

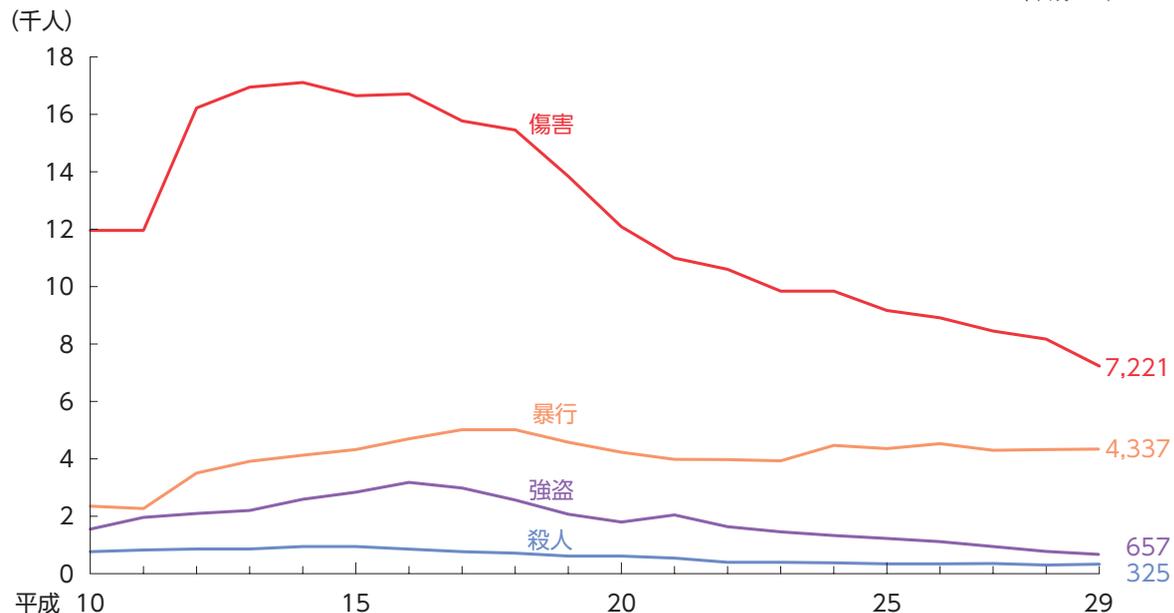
暴力犯罪のうち、傷害、暴行、強盗及び殺人について、起訴人員の推移（最近20年間）を見ると、2-1-9図のとおりである。

傷害は、平成14年（1万7,131人）をピークに減少傾向にあり、29年（7,221人）は14年の約4割まで減少した。暴行は、17年（5,004人）まで増加した後、23年（3,925人）まで毎年減少し、翌年に増加に転じると、29年（4,337人）までおおむね横ばいの状態にある。強盗は、16年（3,186人）をピークに減少傾向にあり、29年（657人）は16年の約5分の1まで減少した。なお、29年において、強盗の起訴人員のうち、強盗致死傷及び強盗・強姦等（平成29年法律第72

号による刑法改正前の強盗強姦を含む。)の人員が約4割を占める(検察統計年報による。)。殺人は、15年(935人)まで緩やかに増加していたが、その後、減少傾向に転じ、29年(325人)は、15年の約3分の1まで減少した。

2-1-9図 暴力犯罪 起訴人員の推移(罪名別)

(平成10年~29年)



注 検察統計年報による。

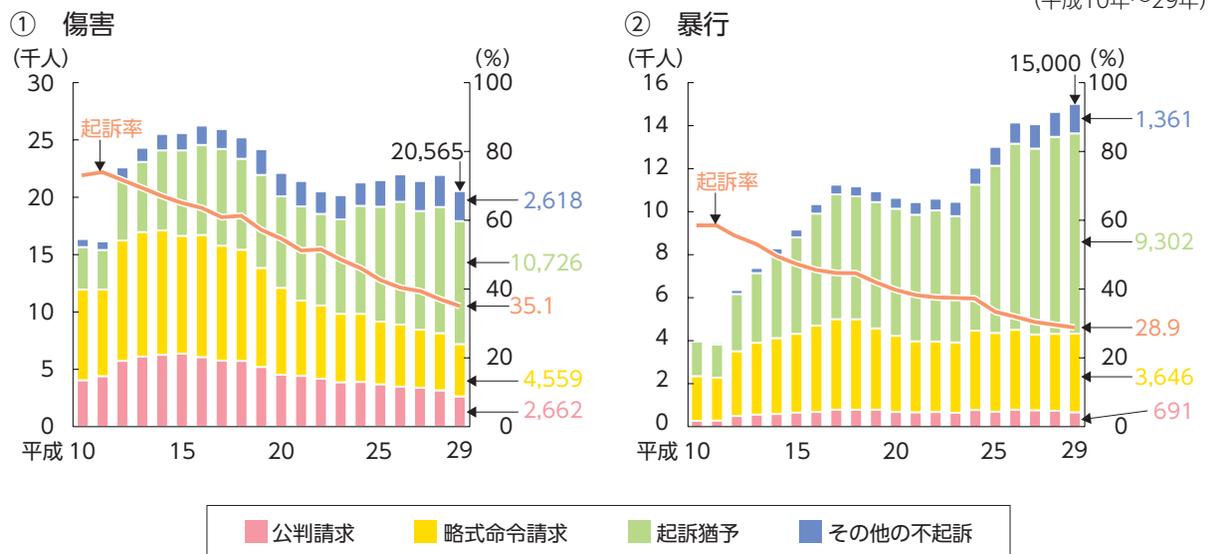
暴力犯罪のうち、傷害、暴行の起訴・不起訴人員及び起訴率の推移(最近20年間)を見ると、**2-1-10図**のとおりである。

傷害では、起訴人員が平成14年(公判請求人員6,286人、略式命令請求人員1万845人)をピークに大きく減少する一方、不起訴人員は増加傾向にある。特に、起訴猶予人員の増加傾向が顕著であり、29年(1万726人)は、10年(3,695人)の約2.9倍、20年(7,991人)の約1.3倍に達している。起訴人員の減少傾向と不起訴人員の増加傾向があいまって、11年に74.0%であった起訴率は、大きく低下し、29年は35.1%であった。

暴行では、起訴人員が平成13年以降おおむね横ばいで推移する一方、不起訴人員は大幅に増加している。特に、起訴猶予人員の増加傾向は顕著であり、29年(9,302人)は、10年(1,623人)の約5.7倍、20年(5,901人)の約1.6倍に達している。不起訴人員の増加傾向により、10年に58.4%であった起訴率は、29年には28.9%に低下した。

2-1-10図

傷害・暴行 起訴・不起訴人員及び起訴率の推移



注 検察統計年報による。

## 7 裁判

暴力犯罪のうち、殺人、傷害（刑法第2編第27章の罪を言い、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪（危険運転致死傷）を含む。以下この項において同じ。）及び強盗について、平成29年の通常第一審における有罪（有期懲役・禁錮）人員の刑期別構成比を見ると、2-1-11図のとおりである。

殺人で有期懲役・禁錮刑を言い渡された者（224人）の全部執行猶予率（25.4%）は、通常第一審における終局処理（移送等を除く。以下この項において同じ。）人員の総数の全部執行猶予率（61.6%）よりも顕著に低い。殺人で有期懲役・禁錮刑を言い渡された者のうち、刑期が5年を超える者が半数を超え、10年を超える者も約3分の1を占める。殺人で実刑を言い渡された者に一部執行猶予者はいなかった。また、殺人の全部執行猶予者（57人）の保護観察率は、38.6%であった。なお、平成29年に通常第一審において、殺人で死刑を言い渡された人員は3人、無期懲役刑を言い渡された人員は7人であった（司法統計年報による。）。

傷害で有期懲役刑を言い渡された者（2,663人）の全部執行猶予率は、61.2%であった。傷害で有期懲役刑を言い渡された者のうち、3年以下の刑期の者が9割を超え、1年未満の刑期の者も約2割を占める。傷害で実刑を言い渡された者（1,033人）のうち、13人が一部執行猶予者であった（全員が保護観察付一部執行猶予者）。また、傷害の全部執行猶予者（1,630人）の保

護観察率は、14.5%であった（司法統計年報による。）。

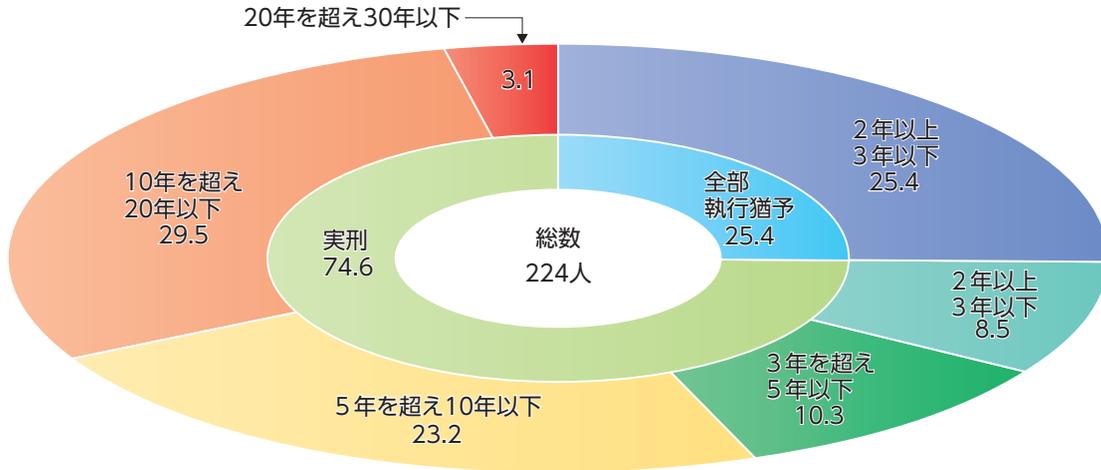
強盗で有期懲役刑を言い渡された者（521人）の全部執行猶予率（25.7%）も、殺人と同様に、通常第一審における終局処理人員の総数の全部執行猶予率（61.6%）よりも顕著に低い。強盗で有期懲役刑を言い渡された者のうち、刑期が5年を超える者（164人）が約3割を占めている。強盗で実刑を言い渡された者（387人）に一部執行猶予者はいなかった。また、強盗の全部執行猶予者（134人）の保護観察率は、40.3%であった。なお、平成29年に通常第一審において、強盗で死刑を言い渡された者はおらず、無期懲役刑を言い渡された者は13人であった（司法統計年報による。）。

2-1-11図

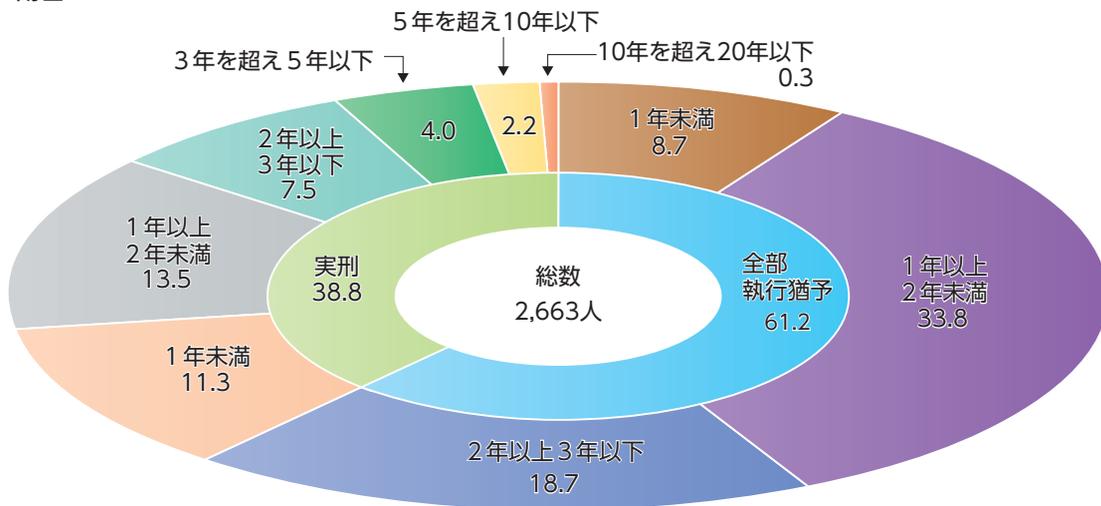
殺人・傷害・強盗 通常第一審における有罪（有期懲役・禁錮）人員の刑期別構成比

(平成29年)

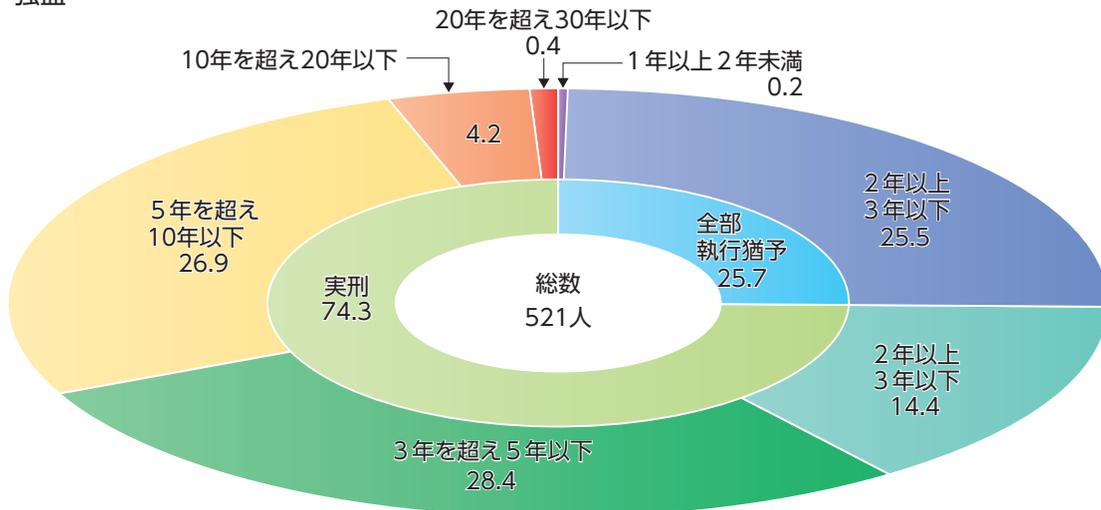
① 殺人



② 傷害



③ 強盗



注 1 司法統計年報による。

2 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

## 第2節 矯正・更生保護

この節においては、矯正及び更生保護の各段階における暴力犯罪（殺人、傷害、暴行及び強盗を指す。以下この節において同じ。）の動向について概観する。

### 1 矯正

#### (1) 入所受刑者人員

2-2-1図は、暴力犯罪の入所受刑者の人員及び女性比の推移（最近20年間）を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

殺人の入所受刑者は、平成12年から増加し続けていたが、17年（665人）をピークとしてその後は減少傾向にあり、29年は176人であった。傷害の入所受刑者は、12年から増加傾向にあったが、16年（1,832人）をピークとしてその後は減少傾向にあり、29年は782人であった。暴行の入所受刑者は、11年から増加傾向にあったが、20年（189人）をピークとしてその後は減少傾向にあり、29年は102人であった。強盗の入所受刑者は、11年から増加傾向にあったが、16年（1,607人）をピークとしてその後は減少傾向にあり、29年は412人であった。

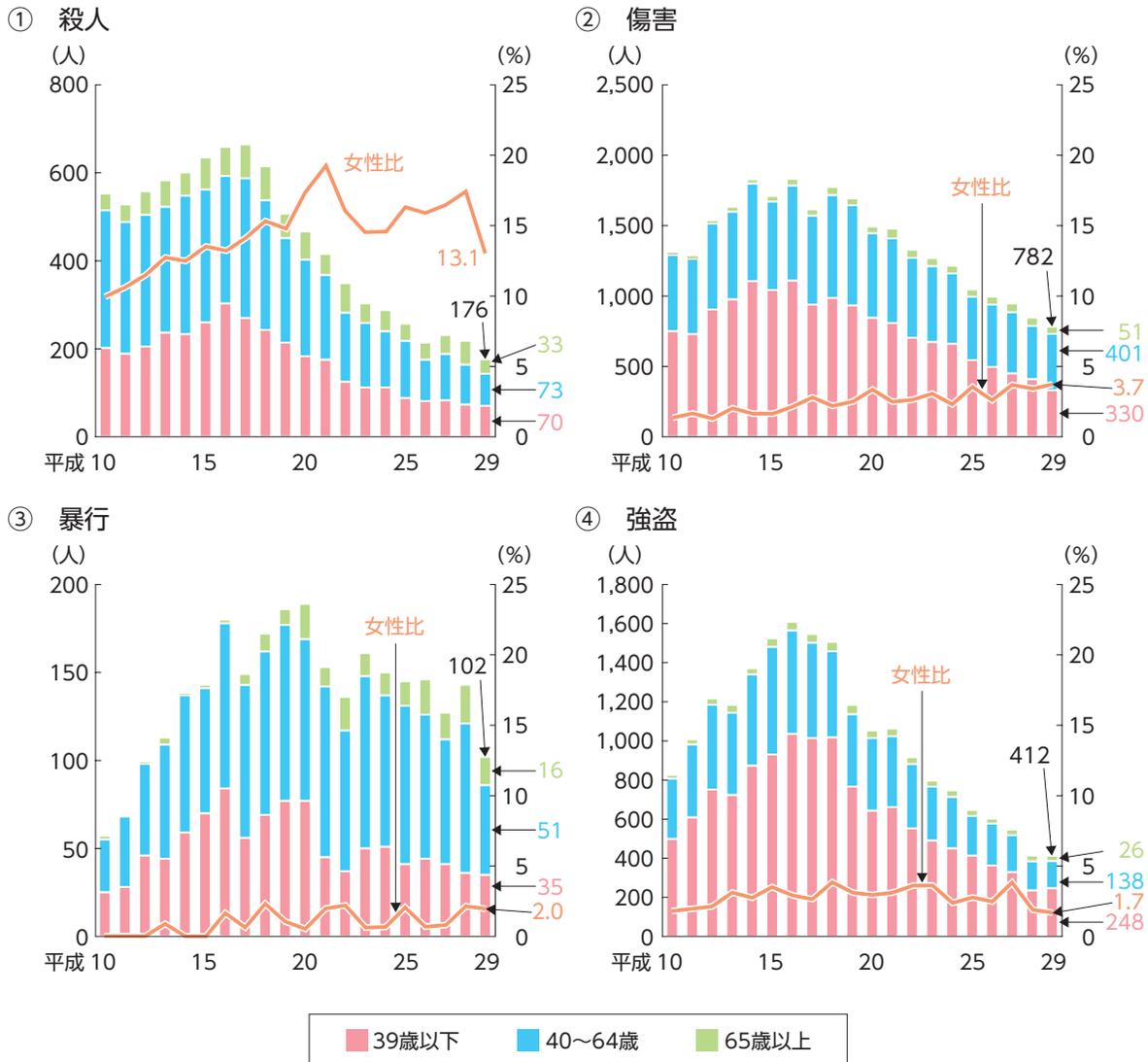
女性比については、暴力犯罪の女性入所受刑者人員がそもそも少ないため、慎重に分析する必要がある。殺人の女性比については、平成11年以降、上昇・低下を繰り返し、29年は13.1（殺人の女性入所受刑者人員23人）であった。傷害の女性比については、11年以降、上昇・低下を繰り返しながらも上昇傾向にあり、29年は3.7（傷害の女性入所受刑者人員29人）であった。

年齢層別に見ると、いずれの罪名も65歳以上の年齢層の者の占める割合が上昇傾向にあり、平成29年は、殺人が18.8%、傷害が6.5%、暴行が15.7%、強盗が6.3%であったが、10年と比べると、殺人が11.9pt、傷害が5.1pt、暴行が12.2pt、強盗が4.1pt、それぞれ上昇している。

2-2-1図

暴力犯罪 入所受刑者人員・女性比の推移（罪名別，年齢層別）

(平成10年～29年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 入所時の年齢による。

## (2) 入所受刑者人員の人口比

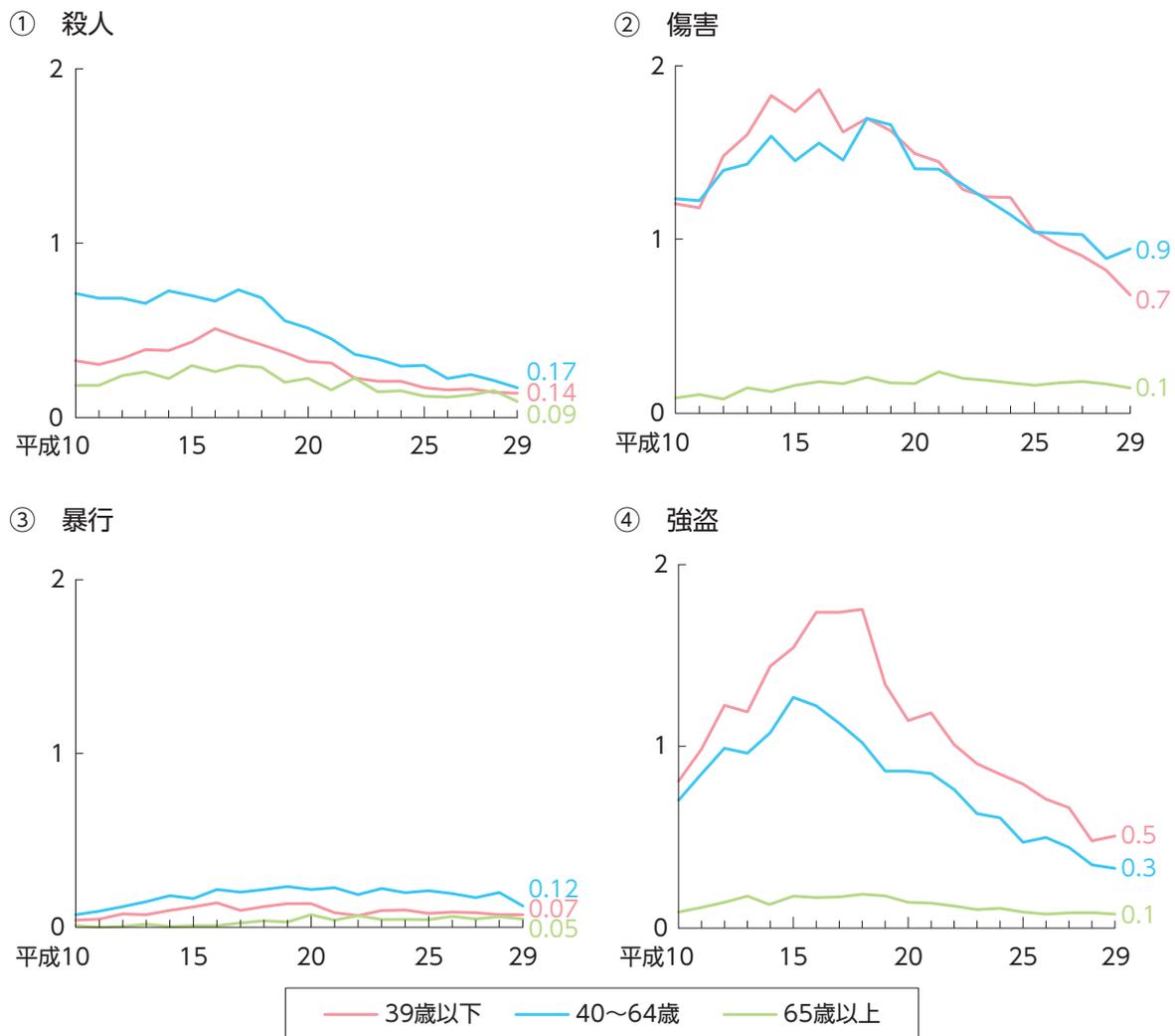
2-2-2図は，暴力犯罪の入所受刑者人員の人口比の推移（最近20年間）を罪名別に見るとともに，これを年齢層別に見たものである。

殺人の入所受刑者人員の人口比については，39歳以下の者は平成16年，40～64歳の者は17年をそれぞれピークとして低下傾向にあり，また，65歳以上の者については，15年をピークとして緩やかな低下傾向にある。傷害の入所受刑者人員の人口比については，39歳以下の者は16

年、40～64歳の者は18年をそれぞれピークとして低下傾向にあり、また、65歳以上の者については、22年以降緩やかな低下傾向にある。暴行の入所受刑者人員の人口比については、どの年齢層の者も、おおむね横ばいで推移している。強盗の入所受刑者人員の人口比については、39歳以下の者は18年、40～64歳の者は15年をそれぞれピークとして低下傾向にあり、また、65歳以上の者については、18年をピークとして緩やかな低下傾向にある。

2-2-2図 暴力犯罪 入所受刑者人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

(平成10年～29年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの入所受刑者人員をいう。

### (3) 入所受刑者の特徴

2-2-3図は、平成29年における暴力犯罪の入所受刑者の罪名別の属性を見たものである。

年齢層別に見ると、高齢者の占める割合が最も高かったのは殺人で約2割を占めており、次いで暴行であった。逆に、39歳以下の若年者層の占める割合が最も高かったのは強盗であり、約6割を占めている。

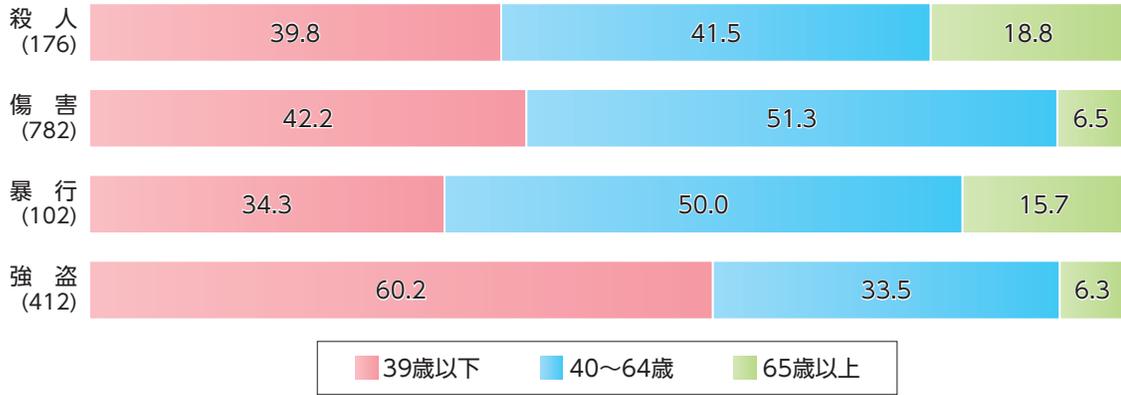
入所度数別に見ると、再入者の占める割合が最も高かったのは暴行で7割を超えており、次いで傷害の約6割であった。逆に、初入者の占める割合が最も高かったのは殺人で8割を超えており、次いで強盗の約7割であった。

懲役受刑者につき刑期別に見ると、1年以下の刑の者の占める割合が最も高かったのは暴行で8割を超えており、次いで傷害の約3割であった。暴行は、6月以下の刑の者の占める割合が3割を超えており、他の罪名と比較して、刑期の短い者の占める割合が高い。

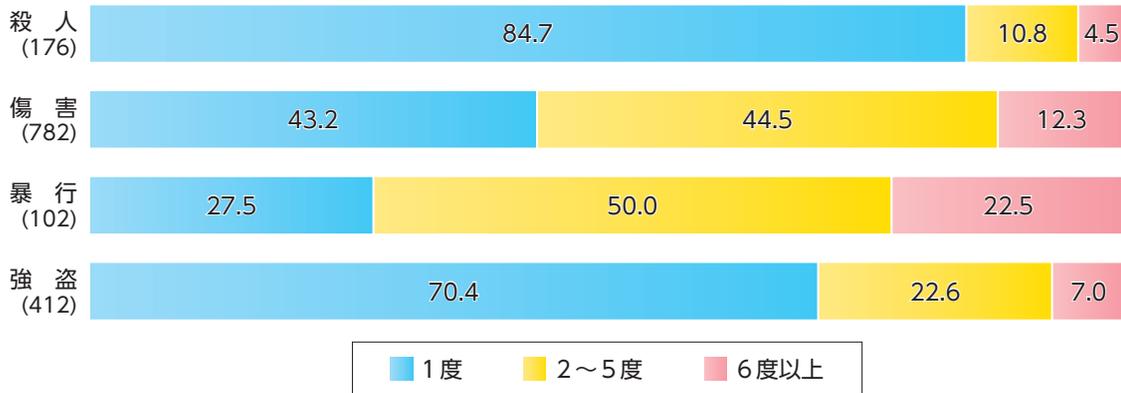
2-2-3図 暴力犯罪 入所受刑者の属性別構成比（罪名別）

（平成29年）

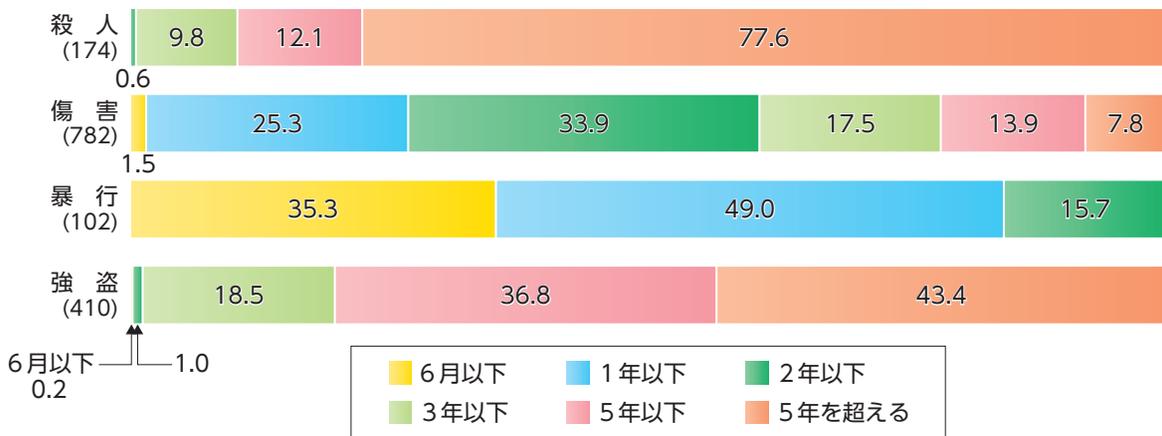
① 年齢層別



② 入所度数別



③ 刑期別



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 ①は、入所時の年齢による。  
 3 ③は、懲役受刑者に限る。  
 4 ③の不定期刑は、刑期の長期による。また、一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。  
 5 ③の「5年を超える」は、無期を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

## 2 更生保護

### (1) 保護観察開始人員

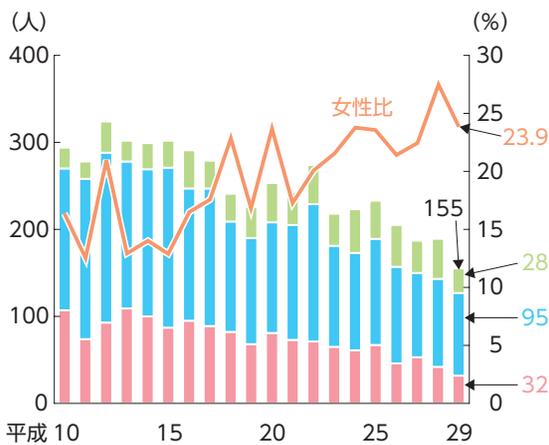
2-2-4図は、暴力犯罪の保護観察開始人員及び女性比の推移（最近20年間）を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

2-2-4図 暴力犯罪 保護観察開始人員・女性比の推移（罪名別，年齢層別）

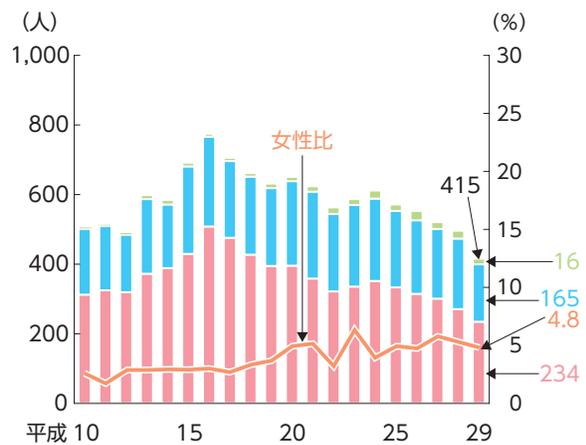
(平成10年～29年)

#### ア 仮釈放者

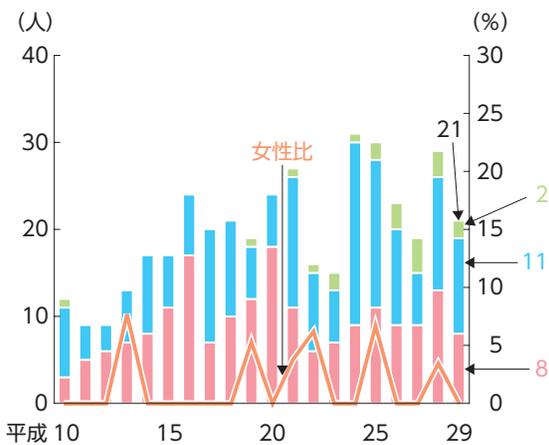
##### ① 殺人



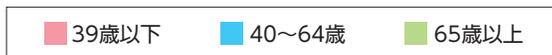
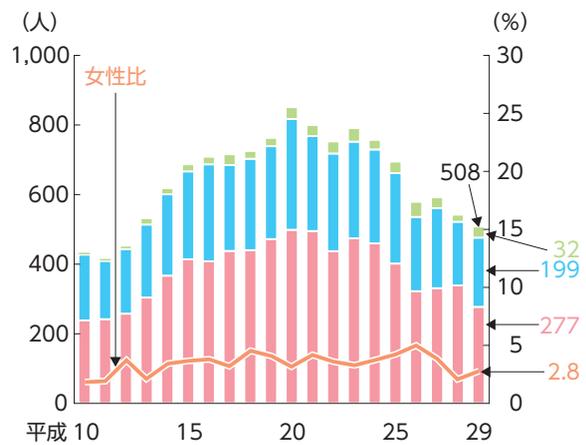
##### ② 傷害



##### ③ 暴行

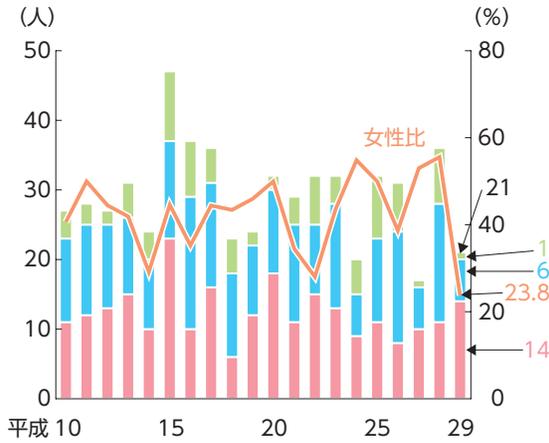


##### ④ 強盗

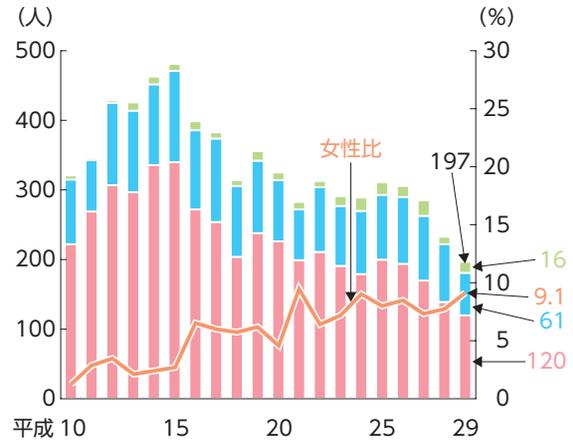


イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

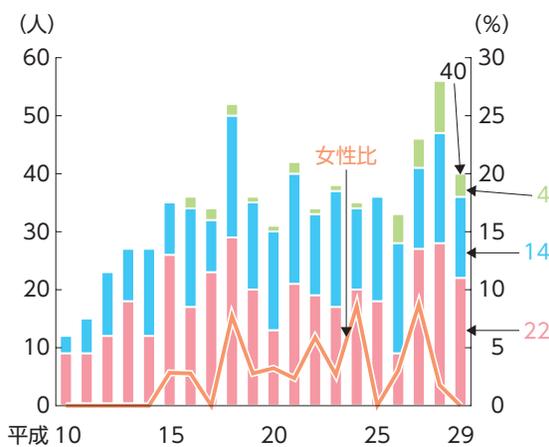
① 殺人



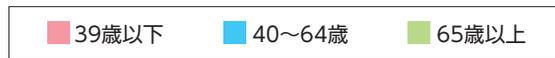
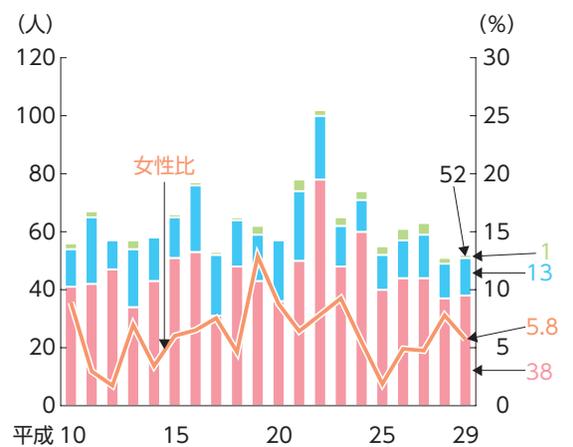
② 傷害



③ 暴行



④ 強盗



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。

ア 仮釈放者

仮釈放者では、殺人は、平成12年の324人をピークに減少傾向にあり、29年は155人であった。傷害は、11年から増加傾向にあったが、16年(774人)をピークにその後は減少傾向にあり、29年は415人であった。暴行は、少ない人員で増減を繰り返しており、29年は21人であった。強盗は、12年から9年連続で増加した後、20年(851人)をピークにその後は減少傾向にあり、29年は508人であった。

女性比については、暴力犯罪における女性の保護観察開始人員がそもそも少ないため、慎重に分析する必要があるが、殺人及び傷害については、平成12年以降、上昇・低下を繰り返しながらも上昇傾向にある。

年齢層別に見ると、いずれの罪名も65歳以上の年齢層の者の占める割合が上昇傾向にあり、平成29年は、殺人が18.1%、傷害が3.9%、暴行が9.5%、強盗が6.3%であり、10年と比べると、殺人が9.9pt、傷害が2.9pt、暴行が1.2pt、強盗が4.7pt、それぞれ上昇している。

## イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

保護観察付全部・一部執行猶予者では、殺人、暴行及び強盗は、少ない人員で増減を繰り返しており、平成29年は殺人が21人、暴行が40人、強盗が52人であった。傷害は、11年から増加傾向にあったが、15年（481人）をピークにその後は減少傾向にあり、29年は197人であった。

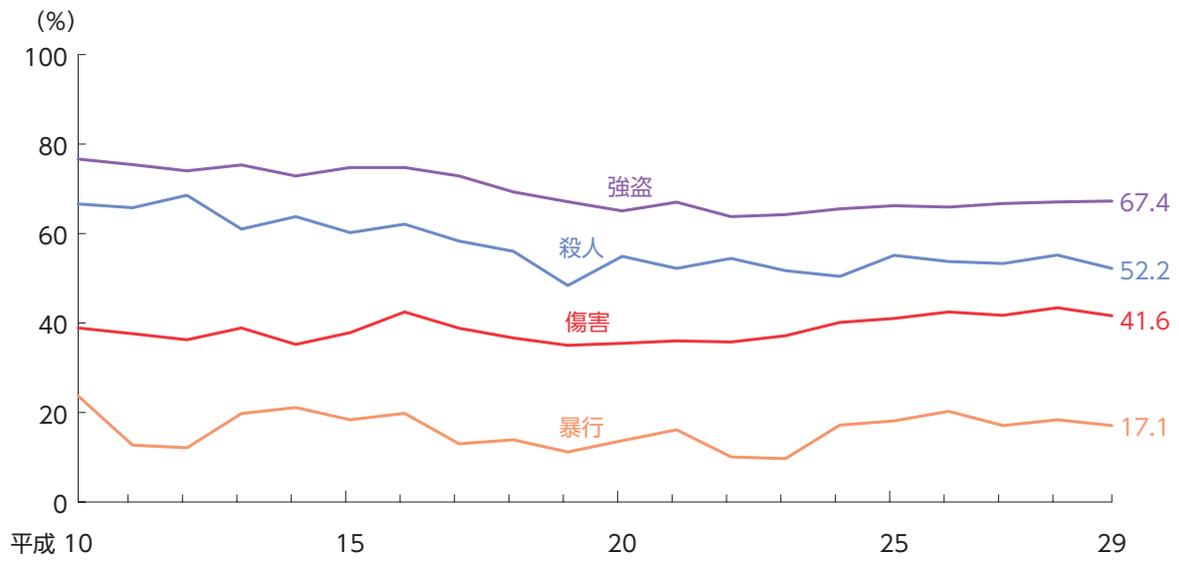
女性比については、暴力犯罪における女性の保護観察開始人員がそもそも少ないため、慎重に分析する必要があるが、傷害については、平成11年以降、上昇・低下を繰り返しながらも上昇傾向にある。

## (2) 出所受刑者の仮釈放率

2-2-5図は、暴力犯罪の出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予者の実刑部分刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の仮釈放率の推移（最近20年間）を罪名別に見たものである。過去20年間一貫して、強盗の仮釈放率が最も高く、次いで殺人、傷害、暴行の順であった。また、暴力犯罪全体の仮釈放率は、ほぼ横ばいであるが、殺人及び強盗の仮釈放率については、緩やかな低下傾向にある。なお、暴行の仮釈放率が低い理由は、他の罪名と比較して刑期の短い者や再入者の割合が高いことなどが関係していると考えられる。

2-2-5図 暴力犯罪 出所受刑者の仮釈放率の推移 (罪名別)

(平成10年～29年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

## 第3節 再犯

この節では、警察、矯正及び更生保護の各段階における再犯の動向を概観する。

### 1 検挙

2-3-1図は、傷害及び暴行により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。

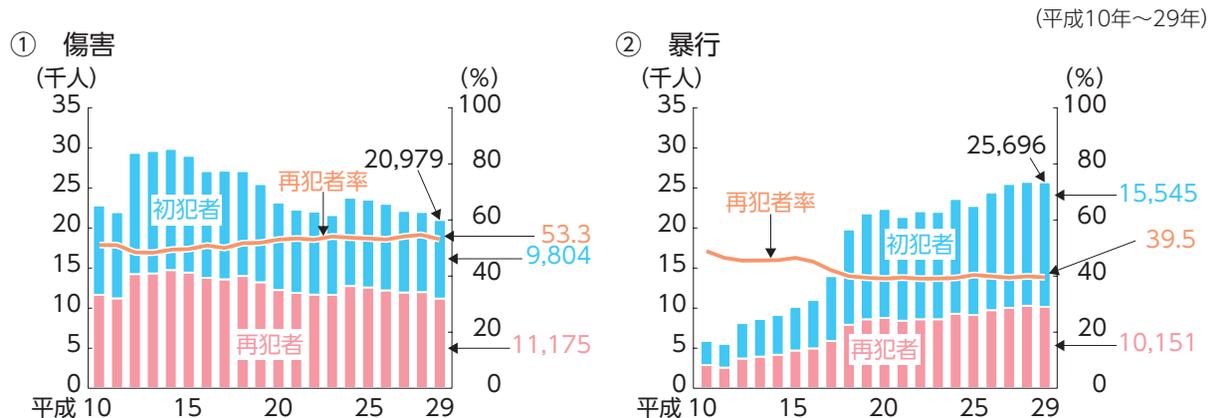
傷害の再犯者の人員は、平成14年（1万4,733人）をピークにおおむね減少傾向にあり、29年は14年と比べて24.1%減少した。初犯者の人員においても、13年（1万5,285人）をピークに減少傾向にあり、29年は13年と比べて35.9%減であった。再犯者率については、再犯者の人員の減少を上回るペースで初犯者の人員が減少しているため、14年以降上昇傾向にあったが、29年は53.3%と、前年と比べて1.3pt低下した。

暴行の人員は、再犯者、初犯者共に平成12年以降増加傾向にあり、29年はそれぞれ11年（2,562人、2,943人）の約4.0倍、約5.3倍であった。再犯者率は、近年は40%前後で推移しており、29年は39.5%（前年比0.4pt低下）であった。

なお、平成29年の刑法犯検挙人員全体における再犯者率は、48.7%であった（警察庁の統計による。）。

2-3-1図

傷害・暴行 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「再犯者」は、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
 3 「再犯者率」は、傷害、暴行の各検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

## 2 矯正

### (1) 人員

入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を、傷害・暴行の罪名別に見ると、**2-3-2図**のとおりである。傷害の再入者の人員は、平成10年以降増加傾向にあったが、18年（976人）をピークに減少傾向にあり、29年は18年と比べて54.5%減少した。一方、暴行の再入者の人員は、20年（139人）まで増加傾向にあり、それ以降はおおむね100人前後で推移していたところ、29年は74人（前年比35人減）であった。再入者率は、過去20年間一貫して暴行が傷害よりも高く、29年は、傷害56.8%、暴行72.5%であった。

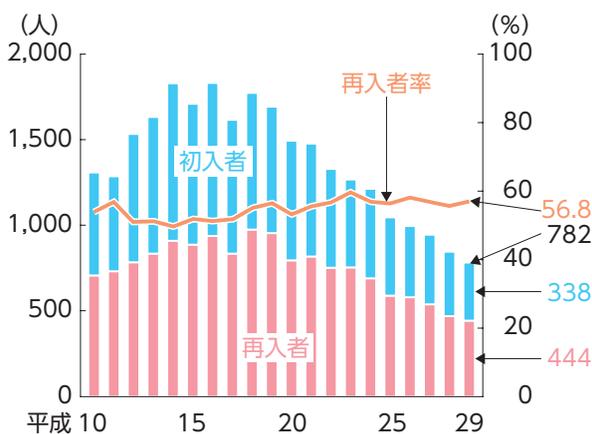
なお、平成29年の入所受刑者人員全体における再入者率は、59.4%であった（矯正統計年報による。）。

2-3-2図

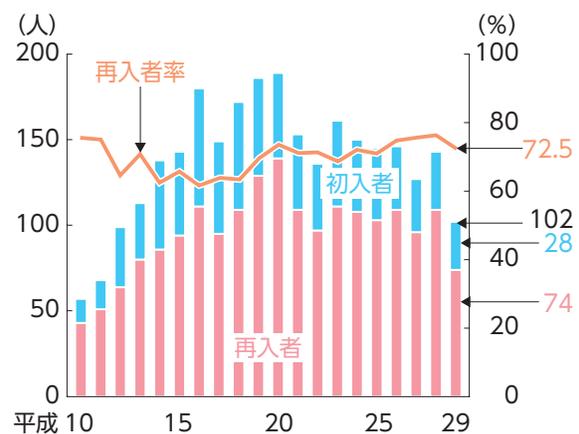
傷害・暴行 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移

(平成10年～29年)

#### ① 傷害



#### ② 暴行

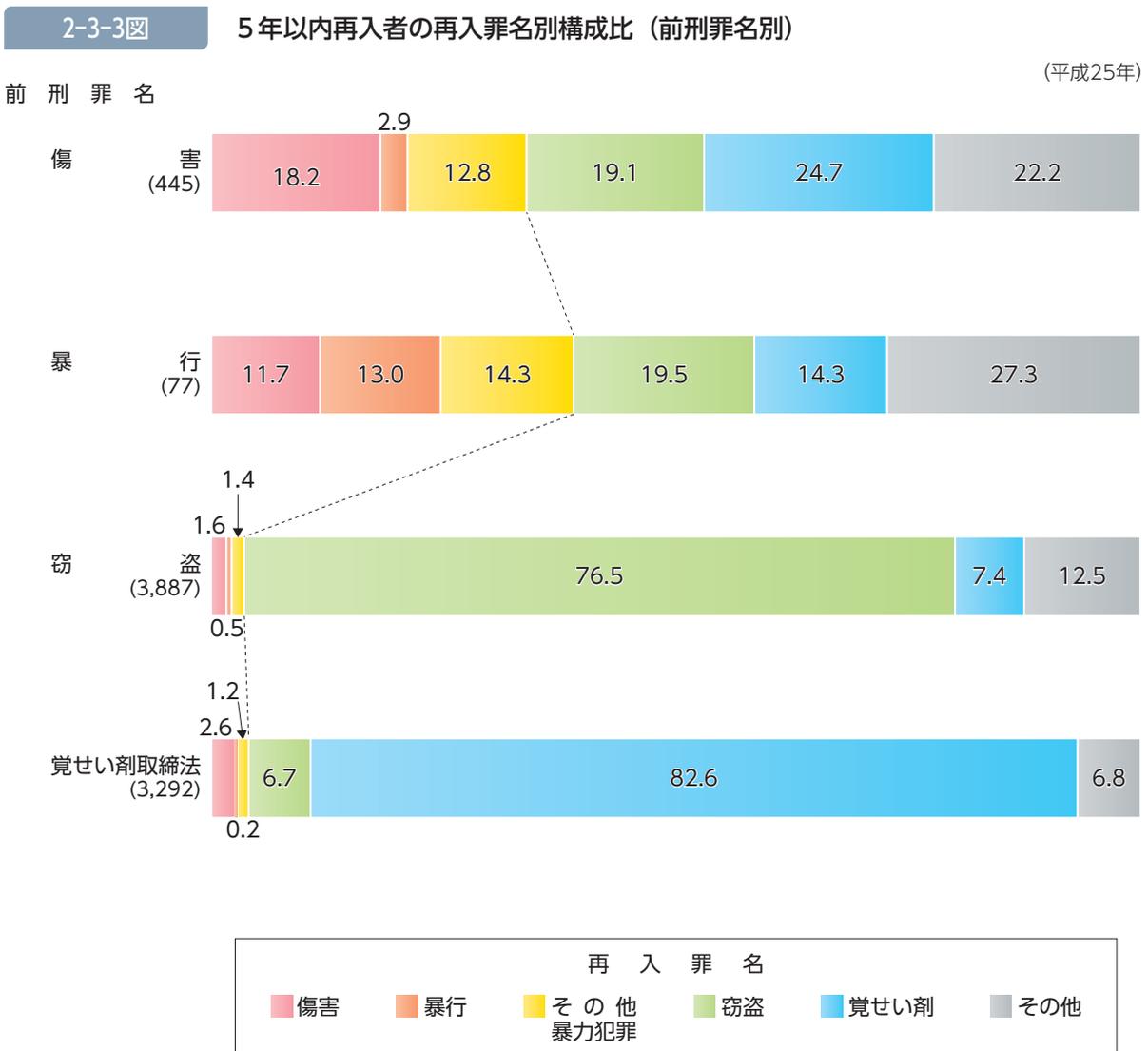


注 1 矯正統計年報による。

注 2 「再入者率」は、傷害、暴行の各入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。

(2) 再入罪名

2-3-3図は、平成25年の出所受刑者のうち、同年から29年の年末までに再入所した者（5年以内再入者）について、前刑罪名別に再入罪名の構成比を見たものである。5年以内再入者に占める同一罪名再入者の割合は、傷害では約2割、暴行では約1割であり、いずれも同一罪名再入者の割合が8割前後と顕著に高い窃盗及び覚せい剤取締法違反よりも低かった。なお、傷害、暴行に加えて、公務執行妨害、殺人、脅迫、強盗及び暴力行為等処罰法違反を含めた暴力犯罪による再入者の割合を見ると、傷害では約3割、暴行では約4割であった。



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「5年以内再入者」は、平成25年の出所受刑者のうち、同年から29年の年末までに再入所した者をいう。  
 3 「前刑罪名」は、前回入所したときの罪名をいう。  
 4 「その他暴力犯罪」は、公務執行妨害、殺人、脅迫、強盗及び暴力行為等処罰法違反である。  
 5 ( )内は、実人員である。

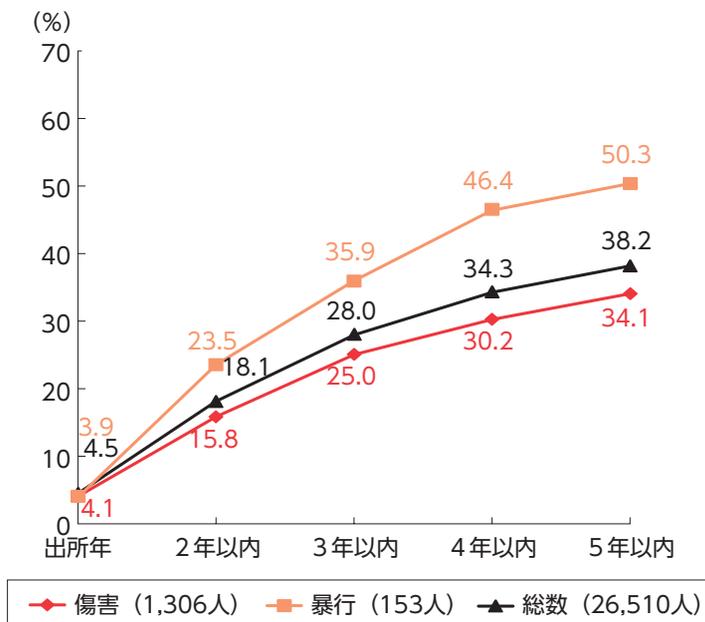
### (3) 再入率

ここでは、出所受刑者（平成27年以前は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、仮釈放又は満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）の再入所状況について概観する。ここで、出所受刑者の再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。また、2年以内及び5年以内の各再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ2年目（すなわち翌年の年末まで）及び5年目の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

2-3-4図は、平成25年の出所受刑者について、5年以内再入率を、総数（全罪名による。以下、この節において同じ。）及び傷害・暴行の罪名別に見たものである。出所年においては、総数及び傷害・暴行の各罪名の間に大きな差はないが、5年以内で比べると、暴行（50.3%）が、傷害（34.1%）及び総数（38.2%）よりも高い。また、傷害、暴行のいずれも、5年以内に再入所した者のうち、約半数の者が2年以内に再入所している。

2-3-4図 出所受刑者の5年以内再入率（罪名別）

(平成25年)



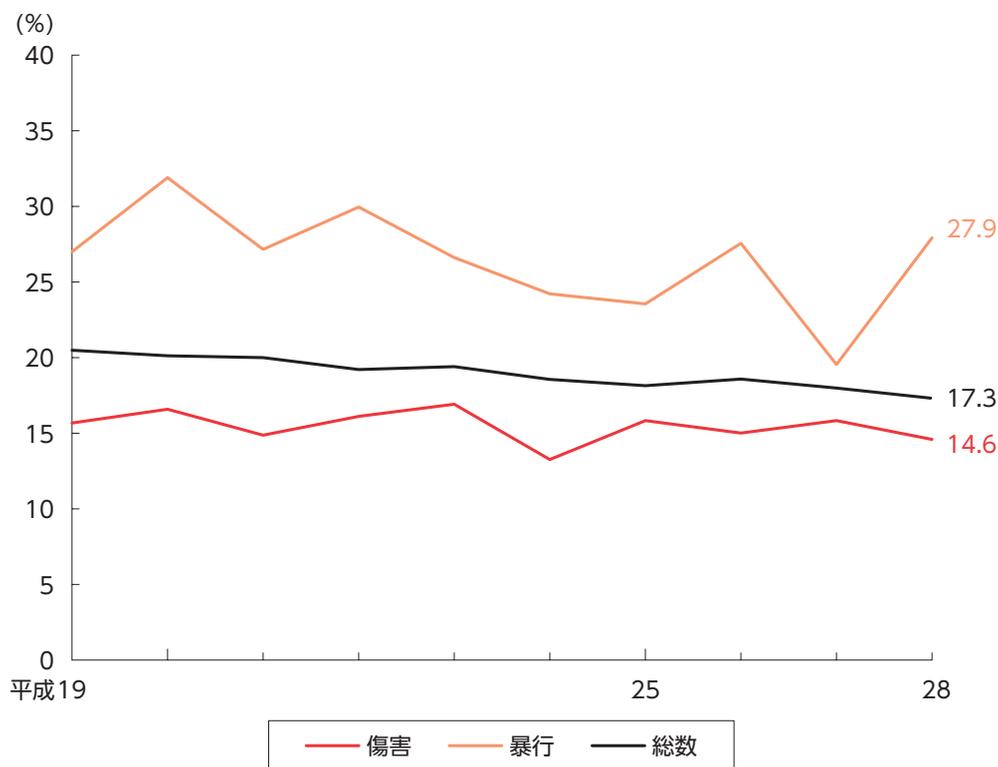
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「5年以内再入率」は、平成25年の出所受刑者の人員に占める、同年から29年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

2-3-5図は、平成19年から28年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を、総数及び傷害・暴行の罪名別に見たものである。

傷害の2年以内再入率は、15～16%程度でおおむね横ばいで推移しており、28年は14.6%（前年比1.2pt 低下）であった。一方、暴行の2年以内再入率は、おおむね低下傾向にあったが、出所年によって変動が大きく、28年は27.9%と、前年と比べて8.4pt 上昇した。また、暴行の2年以内再入率は、傷害及び総数と比べると、一貫して高い。なお、平成28年の出所受刑者のうち、一部執行猶予受刑者はいなかった（矯正統計年報による。）。

2-3-5図 出所受刑者の2年以内再入率の推移（罪名別）

(平成19年～28年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

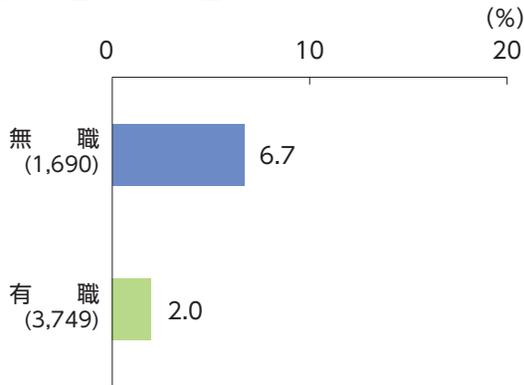
### 3 更生保護

2-3-6図は、平成20年から29年に保護観察が終了した仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者について、保護観察終了時の取消・再処分率を、傷害・暴行の罪名別及び就労状況別に10年間の累計で見たものである。傷害、暴行共に、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が高い。

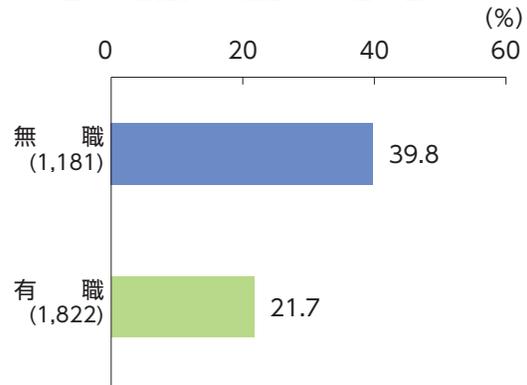
2-3-6図 保護観察終了者の取消・再処分率（終了時の就労状況別）

(平成20年～29年)

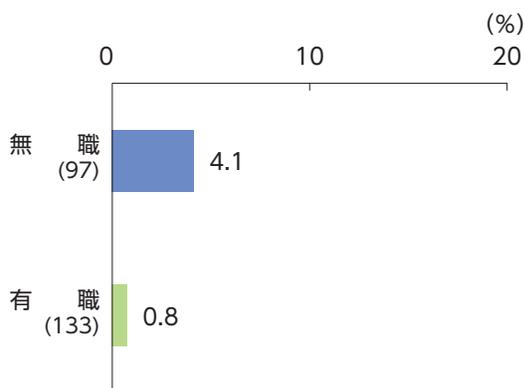
① 傷害・仮釈放者



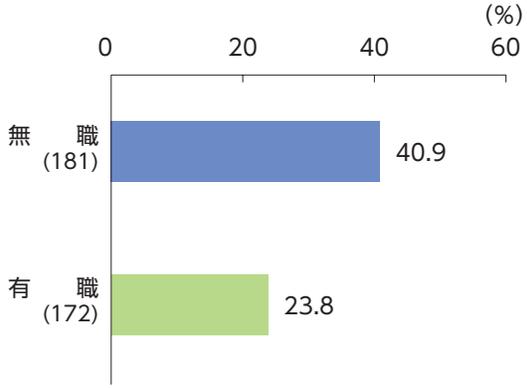
② 傷害・保護観察付全部執行猶予者



③ 暴行・仮釈放者



④ 暴行・保護観察付全部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 就労状況が不詳の者を除く。

3 「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消され、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。

5 ( ) 内は、保護観察終了者の実人員である。